
第V章 計画の実現に向けて

1. まちづくりに対する社会的要請

これまでの都市計画は、都市への急速な人口集中や産業集積などによる市街地の無秩序な拡大、いわゆる量的なものへの対応を主な役割としてきた。しかし、少子高齢社会の進行、長期化する経済状況の低迷など社会状況は大きく変化してきており、まちづくりの面においても、景観法制定をはじめとして地域固有の風景や文化といった個性を取り戻そうとする動きが活発化するなど、人々の関心は質的なものへと変化している。

このように人々のまちづくりへの関心が高まるなか、これまでの行政主導型ではなく住民協働型のまちづくりが求められるようになり、地域住民のまちづくりに対する主体的な取り組みを積極的に都市計画行政に活用していくことが重要である。

2. 今後のまちづくりの進め方

①市民と行政の協働によるまちづくりの推進

都市計画マスタープランの策定段階においては、市民協働のきっかけとして、ワークショップを開催した。計画実施段階においても、まちづくりプラン賞や道路愛護会など既存の市民参加のプログラムを活用しつつ、市民がまちづくりの主体であるとの認識を深め、市民と行政による協働のまちづくりを推進する。

また、多くの市民がまちづくりに関わるができるよう、まちづくり情報の積極的な発信、シンポジウムや勉強会の開催などを行うとともに、これら参加の機会を通して、地域のキーパーソンとなる人材の育成を図る。

②市民主体の取組への支援充実

上記のまちづくりプラン賞や美らまちサポーター制度など、まちづくり活動を行う市民やNPOなど各種団体などに対する支援制度の充実を図る。

③行政内部における推進体制の確立

将来像の実現に向けては、庁内関係各課の事業調整などの協力が必要であり、各課に関連する事業の調整機関として庁内における都市計画マスタープランの推進体制の確立を検討する。

④身近な地域のプランづくりの支援

まちづくりに熱心で組織としてのまとまりのある地区については、地区計画、景観地区など、身近なまちづくりを総合的に推進する詳細計画の策定や策定に向けた支援を行い、まちづくりのモデル地区として積極的な事業の推進を図る。

3. 都市計画マスタープランの活用

都市計画マスタープランは、市民・企業・行政が都市の将来像を共有し、その実現に向けた協働のまちづくりを積極的に推進する際の指針となるものである。

一方で、まちづくりは、環境や産業振興、景観、防災など、都市計画分野のみならず、多数の関連分野との連携が求められる。

よって、本都市計画マスタープランは、具体の都市計画決定の方針としての活用のみならず、他分野施策などとの総合的な調整などに際して積極的に活用していくことにより、本市における総合的なまちづくりの推進を図る。

4. 都市計画マスタープラン進行管理と見直し

都市マスタープランは概ね 20 年間を見据えた方針であり、定期的なまちづくりの進捗状況を把握する体制づくりを検討し、効率的かつ効果的なまちづくりの推進を図る。

また、都市マスタープランは浦添市の都市計画における基本理念的な内容を示すものであるため、原則として社会情勢の変化や市全体に共通する基本的な施策の変更など必要が生じた場合に、柔軟な見直しを行うものとする。例えば、以下のような場合において見直しが想定され、見直しの具体的手法や主体、手続き等に関しては、都市計画審議会において決定するものとする。

- ・ 都市計画基礎調査（都市計画法第 8 条）等の結果により、人口フレーム等の見直しが必要になった場合
- ・ 都市計画区域マスタープランや浦添市総合計画など上位計画の策定、見直しにより内容の修正が必要となった場合
- ・ 大規模なプロジェクトや駐留軍用地跡地利用、地域防災計画など、都市像に大きな影響を与える計画が策定された場合
- ・ 法改正等により将来の都市像実現のため新たな都市計画制度の活用が生じた場合
- ・ 住民意識やニーズの変化による新たな施策への展開が必要な場合